

平成24年度 地域包括支援センター、基幹型・本部（社協）、在宅介護支援センター、地域福祉課、市の役割分担と連携早見表（案）

業務項目	市(長寿社会部)	地域福祉課	本部(社協)	基幹型包括(社協)	地域包括	在介
基本機能	・保険者機能 ・地域包括の統括、評価機能	・地域包括ケアの推進 ・老人福祉法の措置権等	・基幹型包括の統括、調整 ・行政機関との調整	・地域包括支援センターの後方支援 ・センター間の連携調整 ・区レベルでのネットワーク構築 ・行政機関とのパイプ役 ・困難ケース・権利擁護を必要とするケースのスーパーバイズ	・ワンストップサービス窓口 ・地域のネットワークの構築 ・権利擁護機能 ・介護支援専門員支援機能	・在宅介護等に関する総合相談 ・各種の保健福祉サービスの行政機関、実施施設等との連絡調整
総合相談	・基幹型包括や地域包括に対する支援	・相談等 ・老人福祉法の措置に関する相談、調整 ・平日日中の相談体制	・高齢施策推進課とともに資源開発や情報の提供	・総合相談窓口(継続支援が必要なケースは、対応状況等を踏まえ地域包括へ引き継ぐ) ・平日日中の相談体制	・総合相談窓口 ・24時間相談体制(夜間・休日の電話相談体制)	・在宅介護等に関する相談窓口 ・地域包括のサポート
困難事例の支援	・連携の基準を作成 ・地域福祉課に対する支援	・相談等 ・個人情報(介護保険、経済状況、家族構成等)の速やかな提供 ・老人福祉法の措置権に関わる相談、調整	・高齢施策推進課等とともに連携の基準を作成	・地域包括へのスーパーバイズも含めた後方支援 ・事例により地域包括と連携・対応	・高齢者虐待、消費者被害を含めた困難事例の対応(事例により基幹型と連携・対応)	
地域ネットワーク	・高齢者ネットワークの構築・運営(警察・消防・医師会等との調整) *地域のネットワーク会議を統合整備する。	・ネットワークへの参加	・地区組織等との調整	・区ネットワークの開催	・圏域ネットワークの開催	
社会資源の発見・整備		・情報提供	・地域資源収集のためのフォーマットを作成(フォーマル・インフォーマル含めて)	・情報の収集と発信	・情報の収集と発信	・情報の把握収集
実態把握		・市民及び民生委員からの相談		・必要時に地域包括職員と同行訪問し実態把握	・情報の把握及び実態調査	・民生委員や地域からの連絡、情報提供
虐待防止権利擁護	・高齢者虐待対応マニュアルの見直し ・地域福祉課に対する支援	・相談・通報窓口 ・老人福祉法の措置・緊急一時入所 ・立入調査 ・成年後見制度市長申立の活用	・高齢施策推進課とともに高齢者虐待対応マニュアルの見直し	・相談・通報窓口 ・地域包括と協議し当面の対応方針や介入の必要性等を地域福祉課と協議する。 ・高齢者虐待や困難事例について対応方法やノウハウの蓄積	・相談・通報窓口 ・高齢者虐待等に対する支援、対応 ・必要に応じて基幹型と協議し対応する	・高齢者虐待等の相談
認知症相談事業 認知症啓発事業		国の事業見直しに伴い、24年度以降の位置づけについて再検討必要				
ケアマネ支援	・事業者への指導、支援	・窓口対応、支援等	・医療と介護の連携強化のための連携体制構築支援 ・ケア初ドラインの作成 ・(地域)主任ケアマネ連絡会(市)	・スキルアップを図るための支援(学習会等) ・ケアマネ連絡会(区) ・(地域)主任ケアマネ連絡会(区) ・相談、支援	・個々のケースのリアルタイムな相談、支援 ・ケアマネ連絡会(圏域)	
介護予防関係	・介護予防ケアマネジメントの指導、監督 ・介護予防ケアマネジメント研修の実施		・居宅介護支援事業所との委託契約		・相談受付(電話・来所/本人等、関係者) ・利用契約の締結 ・アセスメントの実施/計画書等の作成 ・計画表等の写しを交付 ・ファイリング・モニタリング・評価 ・委託プランのチェック	
給付管理			・委託ケースの利用票の作成印刷 ・未承認一覧の送付 ・実績と利用票の突合、委託分入力、過誤請求 ・伝送(包括⇒本部⇒国保連) ・委託対象者情報(FD)の作成及び国保連への持参提出 ・介護給付費等支払決定額通知書の受信と各包括への送付		・介護予防サービス計画原案の承認 ・データ入力(利用者台帳、週間サービス計画) *システム上でプラン承認 ・未承認一覧の確認 ・過誤払い時の委託先への連絡と委託料の回収	
特定高齢者施策	・特定高齢者施策の企画 ・健康部との調整				・特定高齢者へのアプローチ	
各種会議関係	・地域包括支援センター事業連絡会 *高齢者関係者会議を移行する。 ・地域包括管理者連絡会	*地域包括ケア会議(区版)	・いいともネット(医療と介護の連携)事務局 ・基幹型包括所長連絡会 ・基幹型社会福祉士連絡会 ・基幹型主任ケアマネ連絡会 *区地域包括支援センター事業連絡会のまとめ役(意見集約)	・地域包括支援センター事業連絡会(区) ・高齢者関係機関会議 ・社会福祉士連絡会(区) ・主任ケアマネ連絡会(区) ・地域主催会議への出席 *地域包括ケア会議(区版)	・予防担当会議 ・地域主催会議への出席 ・地域密着型サービス運営推進会議への出席 *地域包括ケア会議(小学校区単位)	
統計関係	フォーマットの作成		・月報集約	・月報報告	・月報報告	・月報報告
電算システム	・電算システムの開発・管理		・電算システムの開発(高齢施策推進課・公社) ・システム賃貸借契約 ・ハード・ソフト保守関係 ・システム操作に関するマニュアル作成 ・システム操作時トラブルの対応	・システムの運用	・システムの運用	

※ 地域包括ケア会議については、24年度以降の地域包括ケアのシステムを考える中で、小学校区レベル・日常生活圏域レベル・区レベル・市レベルの各段階で、①目的②メンバー構成を明確にして、各区共通で開催できるような体制づくりが必要である。